

牛久保東町内会館管理運営細則

第1条 牛久保東町内会館管理運営規程第9条に基づき、会館の使用手続き、使用料金、使用上の遵守事項を次の通り定める。

第2条 会館を使用する団体責任者(以下「使用責任者」という。)は、予め会館管理者に電話で申し込み、併せて別記使用申込書を提出する、

なお、管理者は複数団体の使用日時がかちあう場合は、町内会活動を優先させる。

第3条 会館を使用する団体は、次の遵守事項を守って使用しなければならない。

- (1) 鍵と別記使用記録簿は、管理者又は管理者の指定する者から受け取る。
- (2) 会館の使用時間は、原則として午前9時から午後10時までとする。
- (3) 机・椅子等を移動したときは、必ず元に戻す。また、会館を汚した場合は清掃するとともに出したごみは持ち帰る。
- (4) 使用責任者は使用後、次の事項を確認し使用記録簿に所定事項を記入する。
 - ア 窓等の開口部の戸締り
 - イ ガスの元栓、エアコン・換気扇・電灯等の電源スイッチ
 - ウ 傘・小物等の忘れ物
- (5) 会館内はすべて禁煙とする。
- (6) 使用責任者は、使用後速やかに鍵と使用記録簿を管理者又は管理者の指定する者に返却する。

第4条 会館の使用料金は、別表の区分による。

第5条 使用責任者は、使用後速やかに前条で定める会館の使用料金を管理者に支払う。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から実施する。